

事務連絡

令和2年(2020年)2月28日

各地域包括支援センター
各居宅介護支援事業所 様

熊本市介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

このことについて、令和2年(2020年)2月18日付け、厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」により、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

なお、今後の状況によっては、取扱いの見直しを行う場合があることを申し添えます。

記

訪問先が介護保険施設や病院等の場合に、施設側が面会等禁止措置を行ったことにより、原則として、認定期間満了1か月前までに訪問調査ができない場合に限り臨時的な取扱いを行います。

臨時的な取扱いについての従来の期間に新たに合算する期間は、12か月とします。

※更新申請の受付に限ります